

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 2 年度第 1 回さいたま市市場運営取引委員会
2 会議の開催日時	令和 3 年 1 月 2 1 日 (木曜日) 午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 1 0 分
3 会議の開催場所	さいたま市食肉中央卸売市場 2 階会議室
4 出席者名	河合あゆみ会長、金子健司委員、藤井公一委員 市川千恵委員、小野幸代委員、遠藤和夫委員
5 欠席者名	武井英明委員、田中久子委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) さいたま市都市経営戦略会議に付議した内容及び結果について (公開・非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	情報公開条例第 23 条第 3 号にため (公開することにより新型コロナウイルス感染症拡大の恐れがあり、当該委員会の適切な運営に支障が生じるため)
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	(1) さいたま市都市経営戦略会議に付議した内容及び結果について
10 問合せ先	経済局農業政策部食肉中央卸売市場・と畜場 電話番号 048-644-2929
11 その他	

令和2年度第1回さいたま市市場運営取引委員会 次第

日 時 令和3年1月21日(木)
午後2時30分 開会
場 所 食肉中央卸売市場 2階会議室

1 開会

2 議題

(1) さいたま市都市経営戦略会議に付議した内容及び結果について

3 その他

4 閉会

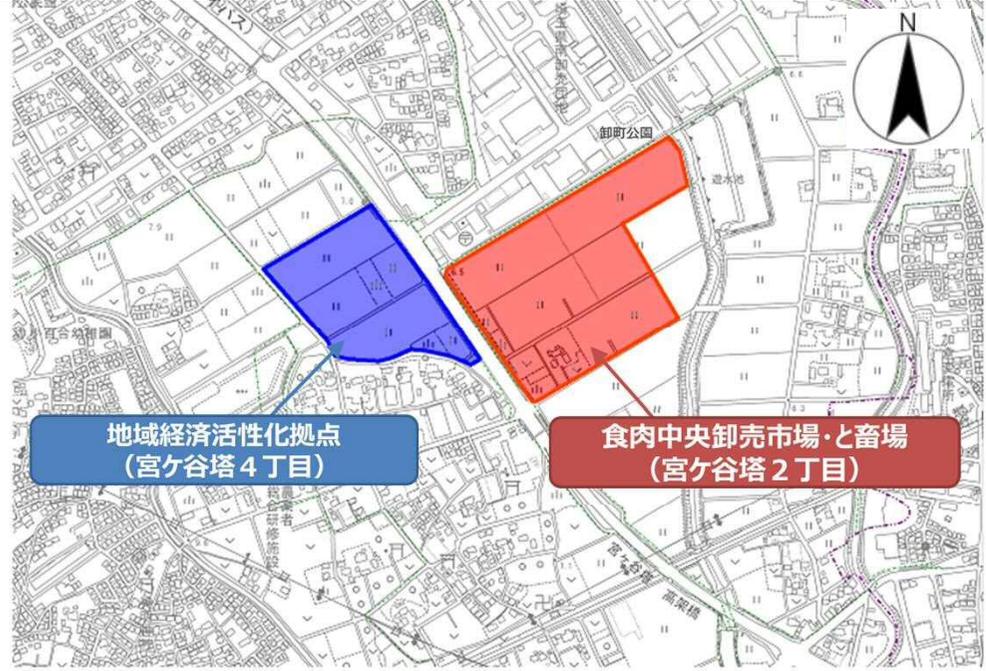
さいたま市食肉中央卸売市場・と畜場及び地域経済活性化拠点について

1 令和元年9月定例会における報告概要

- 食肉中央卸売市場・と畜場**
 - 事業地：見沼区宮ヶ谷塔2丁目地内に決定
 - 敷地面積：約49,000㎡
 - 建物面積：約23,000㎡
 - 整備費：約220億円
 - 整備・運営手法：公設公営を前提に検討
 - 対米・対EU輸出認定施設を目指す
- 地域経済活性化拠点**
 - 事業地を見沼区宮ヶ谷塔4丁目地内に決定
 - 敷地面積 約49,000㎡
 - 建物面積 約5,000㎡
 - 整備費 約55億円
 - 整備・運営手法：公設民営を前提に検討
 - 「道の駅」登録を目指す

基本計画の策定に向けて、導入する機能・規模を精査

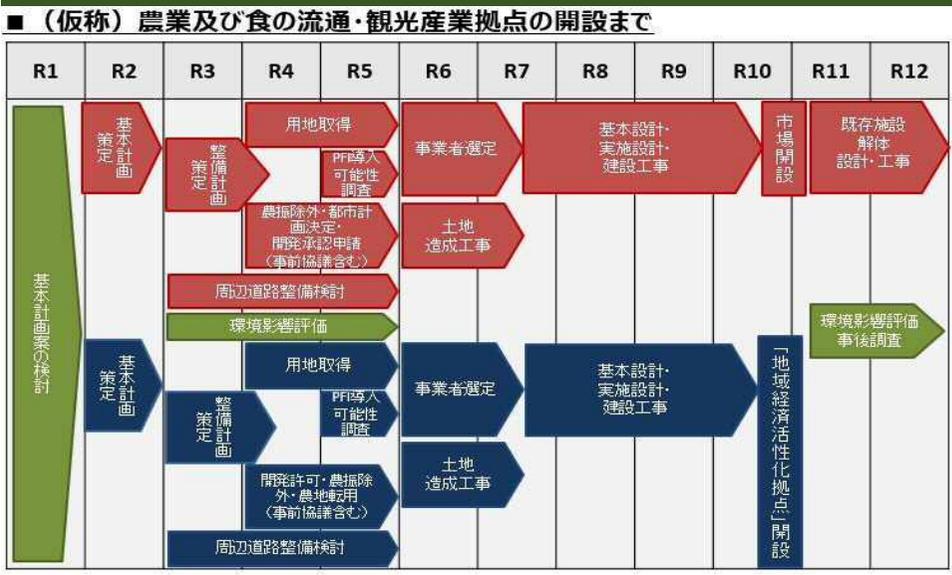
2 事業対象地



3 施設概要

項目	食肉中央卸売市場・と畜場	地域経済活性化拠点
整備場所	見沼区宮ヶ谷塔2丁目 (約90,000㎡)	見沼区宮ヶ谷塔4丁目 (約53,000㎡)
機能・規模	<ul style="list-style-type: none"> 一次加工と二次加工が可能 見学者通路、調理室の設置 汚水の堆肥化施設の設置 建物面積：約22,200㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 物販、飲食、防災、キッズスペース、ギャラリー、多目的交流スペース、休憩施設、駐車場、情報発信機能 建物面積：約5,500㎡
整備費	約232億円 (用地取得費、施設整備費等)	約61億円 (用地取得費、施設整備費等)
整備・運営手法	公設公営を前提に検討 (PFI (BTO)、DBO)	公設民営を前提に検討 (PFI (BTO)、DBO)
収支見通し	<ul style="list-style-type: none"> 【収益的収支見通し】年間 60,000千円以上 【資本的収支見通し】起債償還終了以降は、黒字化が見込める 	<ul style="list-style-type: none"> 【収支見通し】年間 約62,000千円 (減価償却費を除く) 年間利用者数 約100万人
その他	対米・対EU輸出認定施設を目指す	「道の駅」登録を目指す
今後の検討方針	各種調査 (地質、測量、交通量等) を実施し、整備計画を作成する 環境影響評価を実施する	

4 スケジュール



※ 機能、規模、スケジュール等は現時点での想定であり、今後の各種調査の結果や事業進捗により見直す可能性があります。

食肉中央卸売市場・と畜場 敷地配置計画案



※将来、再整備を行う際は、緑地を活用して仮設棟建築が可能になるように敷地計画する。

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成 13 年 5 月 1 日条例第 237 号）

（市場運営取引委員会の設置）

第 76 条 市場の経営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場運営取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 77 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 市場の経営に関すること。
 - (2) 市場の業務の運営に関すること。
 - (3) 市場における売買取引に関し必要な事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 委員会は、この業務規程の変更に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 78 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し知識経験を有する者
 - (2) 卸売業者、売買参加者その他の利害関係者
 - (3) 学識経験を有する者
- 2 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第 79 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 80 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 81 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 82 条 委員会の庶務は、経済局において処理する。

附則（平成 31 年 3 月 13 日条例第 2 号抄）

7 この条例の施行の際現に改正前の条例第 78 条の規定による市場運営協議会の委員である者は、改正後の条例第 78 条の規定による市場運営取引委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 79 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 2 月 12 日までとする。

委員名簿

氏名	職業	就任年月日	任期満了年月日
金子 健司	会社役員	平成31年2月13日	令和3年2月12日
武井 英昭	会社役員	令和1年9月3日	令和3年2月12日
田中 久子	大学教授	平成31年2月13日	令和3年2月12日
河合 あゆみ	公認会計士	平成31年2月13日	令和3年2月12日
市川 千恵	消費者団体委員	平成31年2月13日	令和3年2月12日
小野 幸代	食生活改善推進協議会委員	平成31年2月13日	令和3年2月12日
藤井 公一	会社役員	平成31年2月13日	令和3年2月12日
遠藤 和夫	団体職員	平成31年2月13日	令和3年2月12日

※任期: 2年